



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

告 示

◇自転車等の撤去と保管 (第646号)…………… 3393

◇介護保険法等によるサービス事業所
 等の廃止等 (第647号)…………… 3393

◇介護保険法によるサービス事業者等
 の指定等 (第648号)…………… 3394

◇道路区域の変更 (第649号)…………… 3395

◇道路の供用開始 (第650号)…………… 3395

◇道路区域の変更 (第651号)…………… 3395

◇道路の供用開始 (第652号)…………… 3395

◇指定障害福祉サービス事業者の指定
 (第653号)…………… 3395

◇指定障害児通所支援事業者の指定
 (第654号)…………… 3396

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止
 (第655号)…………… 3396

◇道路上に放置された物件の除却及び
 保管 (第656号)…………… 3396

◇川崎市緑化センターの指定管理者の
 指定 (第657号)…………… 3396

◇自転車等の撤去と保管 (第658号)…………… 3397

◇富士見公園南側 (川崎富士見球技場
 他) の指定管理者の指定 (第659号)…………… 3397

◇特定非営利活動法人の認定 (第660
 号) ……………… 3397

◇道路区域の変更 (第661号)…………… 3397

◇道路区域の変更 (第662号)…………… 3398

◇道路の供用開始 (第663号)…………… 3398

◇住居表示の実施に伴う町区域の設定
 及び変更の案 (第664号)…………… 3398

◇議決された予算の公表 (第665号)…………… 3400

税 告 示

◇川崎市市税条例の規定による寄附金
 の指定の一部改正 (第8号) ……………… 3402

公 告

◇一般競争入札の執行 (第634号)…………… 3402

◇多摩都市計画道路の変更の案の縦覧
 (第635号)…………… 3404

◇条例環境影響評価準備書の公告 (第
 636号)…………… 3404

◇環境影響評価に関する条例による条
 例見解書の公告 (第637号)…………… 3405

◇開発行為に関する工事の完了 (第638
 号) ……………… 3405

◇一般競争入札の執行 (第639号)…………… 3406

◇開発行為に関する工事の完了 (第640
 号) ……………… 3407

◇開発行為に関する工事の完了 (第641
 号) ……………… 3407

◇開発行為に関する工事の完了 (第642
 号) ……………… 3407

◇一般競争入札による貸付けの実施
 (第643号)…………… 3408

◇プロポーザル方式による貸付けの実
 施 (第644号)…………… 3410

◇一般競争入札の執行 (第645号)…………… 3414

◇一般競争入札の執行 (第646号)…………… 3416

◇一般競争入札の執行 (第647号)…………… 3417

◇一般競争入札の執行 (第648号)…………… 3419

◇道路位置の指定 (第649号)…………… 3420

◇一般競争入札の執行 (第650号)…………… 3420

◇川崎市地区まちづくり育成条例に基
 づく地区まちづくり組織の認定 (第
 651号)…………… 3422

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
 の届出 (第652号)…………… 3424

◇一般競争入札の執行 (第653号)…………… 3424

◇建築協定書の縦覧 (第654号)…………… 3425

◇川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地
 公園及び川崎市緑ヶ丘霊堂の指定管
 理者が行う管理の基準及び業務の範
 囲等 (第655号)…………… 3426

◇開発行為に関する工事の完了 (第656
 号) ……………… 3426

◇開発行為に関する工事の完了 (第657
 号) ……………… 3427

公告 (調達)

- ◇落札者等の公示 (第458号)…………… 3427
- ◇一般競争入札の公告 (第459号)…………… 3427
- ◇一般競争入札の執行 (第460号)…………… 3429
- ◇一般競争入札の執行 (第461号)…………… 3431
- ◇一般競争入札の公告 (第462号)…………… 3433
- ◇一般競争入札の執行 (第463号)…………… 3434
- ◇一般競争入札の執行 (第464号)…………… 3436
- ◇一般競争入札の執行 (第465号)…………… 3438
- ◇落札者等の公示 (第466号)…………… 3439
- ◇一般競争入札の公告 (第467号)…………… 3440
- ◇一般競争入札の公告 (第468号)…………… 3441

税公告

- ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第251号) …………… 3443
- ◇督促状の公示送達 (第252号)…………… 3443
- ◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第253号)…………… 3444
- ◇市税過誤納金等還付 (充当) 通知書の公示送達 (第254号)…………… 3444
- ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第255号) …………… 3444
- ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第256号) …………… 3444
- ◇参加差押解除通知書の公示送達 (第257号)…………… 3444
- ◇差押解除通知書の公示送達 (第258号) …………… 3444
- ◇課税額変更通知書の公示送達 (第259号) …………… 3445
- ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第260号) …………… 3445
- ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第261号) …………… 3445
- ◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第262号) …………… 3445

上下水道局公告

- ◇一般競争入札の執行 (第98号)…………… 3445
- ◇一般競争入札の執行 (第99号)…………… 3446
- ◇一般競争入札の執行 (第100号)…………… 3448

交通局公告

- ◇一般競争入札の執行 (第70号)…………… 3450
- ◇一般競争入札の執行 (第71号)…………… 3451
- ◇一般競争入札の執行 (第72号)…………… 3452
- ◇一般競争入札の執行 (第73号)…………… 3453
- ◇一般競争入札の執行 (第74号)…………… 3454
- ◇一般競争入札の執行 (第75号)…………… 3456

病院局公告

- ◇一般競争入札の執行 (第51号)…………… 3457
- ◇一般競争入札の執行 (第52号)…………… 3463

消防局公告

- ◇指定催しの指定 (第20号)…………… 3464

選挙管理委員会告示

- ◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要選挙権を有する者の数 (第6号)…………… 3465

農業委員会告示

- ◇川崎市農業委員会総会の招集 (第11号)…………… 3465

職員共済組合公告

- ◇役員退職 (第13号)…………… 3465
- ◇川崎市職員共済組合組合会の招集 (第14号)…………… 3466
- ◇川崎市職員共済組合役員選挙の当選人 (第15号)…………… 3466
- ◇川崎市職員共済組合役員選挙の当選人 (第16号)…………… 3466
- ◇川崎市職員共済組合組合会役員選挙の当選人 (第17号)…………… 3466

区公告

- ◇国民健康保険料に係る差押調書 (謄本) の公示送達 (川崎区第114号)…………… 3466
- ◇公売公告兼見積価額公告 (川崎区第115号)…………… 3466
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達 (川崎区第116号)…………… 3466
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (川崎区第117号)…………… 3467
- ◇住民票の職権消除 (川崎区第118号)…………… 3467
- ◇印鑑登録の抹消 (川崎区第119号)…………… 3467
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (川崎区第120号)…………… 3467
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (幸区第44号)…………… 3468
- ◇公売公告兼見積価額公告 (中原区第67号)…………… 3468
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達 (中原区第68号)…………… 3468
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (中原区第69号)…………… 3468
- ◇公売公告兼見積価額公告 (高津区第73号)…………… 3468
- ◇介護保険料等に係る差押調書 (謄本) の公示送達 (高津区第74号)…………… 3469
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の

公示送達(高津区第75号) 3469

◇住民票の職権消除(高津区第76号) 3469

◇印鑑登録の抹消(高津区第77号) 3469

◇公売公告兼見積価額公告(宮前区第75号) 3469

◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第76号) 3469

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第77号) 3470

◇住民票の職権消除(多摩区第87号) 3470

◇公売公告兼見積価額公告(多摩区第88号) 3470

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第89号) 3470

◇住民票の職権消除(麻生区第72号) 3471

区選挙管理委員会告示

◇川崎市高津区投票区設置告示の一部改正(高津区第6号) 3471

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の異動(宮前区第4号) 3471

◇選挙人名簿の登録を行う日(宮前区第5号) 3472

◇川崎市宮前区投票区設置告示の一部改正(宮前区第6号) 3472

◇指定投票区及び指定関係投票区の指定(宮前区第7号) 3473

◇川崎市宮前区の指定在外選挙投票区指定告示の一部改正(宮前区第8号) 3473

辞 令

◇12月1日付け 3473

告 示

川崎市告示第646号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年12月4日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり

- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用

| | |
|---------|---------|
| 自転車 | 2,500円 |
| 原動機付自転車 | 5,000円 |
| 自動二輪車 | 10,000円 |
 - 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第647号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

平成30年12月4日

川崎市長 福田紀彦

平成28年5月・平成30年4月・平成30年10月廃止等

| 事業者の名称 | 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の住所 | サービスの種類 |
|------------------|------------|-------------------------|----------------------------------|--|
| 医療法人社団和光会 | 1415003082 | にじのまち病院 | 川崎市川崎区藤崎 1-5-3 | 訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導・介護予防短期入所療養介護 |
| 株式会社ノーマライズ | 1475003719 | デイサービス鋼管通 | 川崎市川崎区鋼管通 1-3-10 | 通所介護 |
| 株式会社楓の風 | 1465290135 | 在宅療養支援ステーション楓の風 武蔵小杉 | 川崎市中原区丸子通1丁目 636-1 プロコープ1階 | 居宅介護支援 |
| 合同会社茜秋 | 1475601116 | ケアマネジメント研究会 | 川崎市麻生区王禅寺東 5-2-12 | 居宅介護支援 |
| HITOWAケアサービス株式会社 | 1475501969 | イリーゼさぎぬま 居宅介護支援事業所 | 川崎市宮前区東有馬 3-20-3 | 居宅介護支援 |
| HITOWAケアサービス株式会社 | 1475302590 | イリーゼ溝の口 居宅介護支援事業所 | 川崎市高津区溝口 6-15-4 | 居宅介護支援 |
| 株式会社 和光 | 1475202717 | 和光ピュアライト中原 | 川崎市中原区小杉町 1-529-1 扶志三ビル3階 | 訪問介護 |
| 社会福祉法人馬島福祉会 | 1495000067 | 小規模多機能型居宅介護 縁 | 川崎市川崎区中島三丁目 19-7 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 社会福祉法人馬島福祉会 | 1495100099 | 小規模多機能型居宅介護 奏 | 川崎市幸区小向仲野町 1-24 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |

川崎市告示第648号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、

指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成30年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年12月1日指定等

| 事業者の名称 | 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の住所 | サービスの種類 |
|-----------------|------------|-------------------------|-------------------------------|------------------|
| 株式会社ケアネット | 1475302723 | 株式会社ケアネット ケアステーション高津 | 川崎市高津区溝口2-6-26 アズマヤ栄橋ビル403 | 居宅介護支援 |
| 株式会社学研ココファン | 1475003958 | 学研ココファン 川崎京町ヘルパーセンター | 川崎市川崎区京町2丁目22番5号 | 訪問介護 |
| 株式会社soulconduct | 1465590237 | 看護ステーション てる | 川崎市宮前区有馬1-22-16 2階 | 訪問看護 介護予防訪問看護 |
| コムネットジャパン株式会社 | 1465390273 | 万葉のさと 訪問看護ステーション | 川崎市高津区新作3-1-4 | 訪問看護 介護予防訪問看護 |

川崎市告示第649号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月4日から平成30年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月4日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (m) | 延長 (m) | 備考 |
|------|---------------|--|---------------------|--------|----|
| 旧 | 菅 生 第226号線 | 川崎市宮前区菅生 2丁目2082番7先 ----- 川崎市多摩区長沢 1丁目9013番24先 | 12.00 ～ 15.00 | 122.75 | |
| 新 | 菅 生 第226号線 | 川崎市宮前区菅生 2丁目2082番7先 ----- 川崎市多摩区長沢 1丁目9013番2先 | 12.00 ～ 14.69 | 122.75 | |

川崎市告示第650号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月4日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月4日から平成30年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月4日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|---------------|---|----|
| 菅 生 第226号線 | 川崎市宮前区菅生2丁目2082番7先 ----- 川崎市多摩区長沢1丁目9013番2先 | |
| 長 沢 第53号線 | 川崎市多摩区長沢2丁目9002番1先 ----- 川崎市多摩区長沢1丁目9011番1先 | |

川崎市告示第651号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月4日から平成30年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月4日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (m) | 延長 (m) | 備考 |
|------|---------------|---|-------------------|--------|----|
| 旧 | 有 馬 第322号線 | 川崎市宮前区東有馬 5丁目1番4先 ----- 川崎市宮前区東有馬 5丁目1番4先 | 1.82 ～ 9.20 | 18.46 | |
| 新 | 有 馬 第322号線 | 川崎市宮前区東有馬 5丁目1番1先 ----- 川崎市宮前区東有馬 5丁目1番1先 | 1.82 ～ 9.16 | 18.46 | |

川崎市告示第652号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月4日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月4日から平成30年12月18日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月4日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|---------------|---|----|
| 野 川 第398号線 | 川崎市宮前区野川4145番2先 ----- 川崎市宮前区東有馬5丁目1番1先 | |
| 有 馬 第322号線 | 川崎市宮前区東有馬5丁目1番1先 ----- 川崎市宮前区東有馬5丁目1番1先 | |

川崎市告示第653号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年12月6日

川崎市市長 福田 紀彦

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業の種類 | 指定の年月日 | 事業所番号 |
|------------|----------|-------------------------|--------|------------|------------|
| 株式会社Kaizen | Kaizen川崎 | 川崎市川崎区小川町14-19 浜屋八秀ビル2階 | 就労定着支援 | 平成30年11月1日 | 1415001013 |

川崎市告示第654号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に
基づき別表のとおり告示します。

平成30年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業の種類 | 指定の年月日 | 事業所番号 |
|------------|--------------------|-----------------------------|------------|------------|------------|
| 株式会社ラ・ヴィータ | こぼんはうすさくら 川崎幸教室 | 川崎市幸区戸手4-1-25 パークサイド成幸1階 | 児童発達支援 | 平成30年11月1日 | 1455100220 |
| 株式会社ラ・ヴィータ | こぼんはうすさくら 川崎幸教室 | 川崎市幸区戸手4-1-25 パークサイド成幸1階 | 放課後等デイサービス | 平成30年11月1日 | 1455100220 |

川崎市告示第655号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定
により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり
告示します。

平成30年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業の種類 | 廃止の年月日 | 事業所番号 |
|--------------------|------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社 アレン・ケアセンター | アレン・ケアセンター | 川崎市麻生区細山4-19-4 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 | 平成30年10月31日 | 1415600061 |
| 株式会社 和光 | 和光ピュアライト中原 | 川崎市中原区小杉町1-529-1 扶志三ビル3階 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成30年10月31日 | 1415200979 |

川崎市告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項及
び第2項の規定により、道路上に放置された物件を除却
し、保管をしたので、同条第3項の規定により次の通り
告示します。

平成30年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 保管理由
道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2
- 2 違法放置等物件
空き缶、植木、雑金属、傘、コーンウェイト、
キャスター、ビニル袋
- 3 数量
9㎡
- 4 保管開始年月日
平成30年12月5日
- 5 除却した日
平成30年12月5日

6 保管場所及び放置箇所

- (1) 保管場所 中原区等々力4 等々力緑地内
- (2) 放置箇所 川崎市中原区上平間361番地先
(市道上平間49号線)

7 連絡先

中原区役所道路公園センター
電話 044-788-2311

川崎市告示第657号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3
項の規定に基づいて、川崎市緑化センターの指定管理者
を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例
（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の2第3項の規定
により告示します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

| | |
|---------------------------|--|
| 管理を行わせる 施設の名称及び 所在地 | 川崎市緑化センター 川崎市多摩区宿河原6丁目14番1号 |
| 指定管理者 | (所在地) 東京都世田谷区玉川2丁目 2番1号 (名称) 株式会社石勝エクステリア (代表者名) 代表取締役社長 藤原 隆典 |
| 指定期間 | 平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで |

川崎市告示第658号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第659号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、富士見公園南側(川崎富士見球技場他)の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第18条の2第3項の規定により告示します。

平成30年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

| | |
|---------------------------|---|
| 管理を行わせる 施設の名称及び 所在地 | 富士見公園南側(川崎富士見球技場他) 川崎市川崎区富士見二丁目地内 |
| 指定管理者 | (所在地) 川崎市高津区末長四丁目 8番52号 (名称) 川崎フロンターレ・ 東急コミュニティー 共同事業体 (代表者名) 株式会社川崎フロンターレ 代表取締役社長 藁科義弘 |
| 指定期間 | 平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで |

川崎市告示第660号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項の規定による特定非営利活動法人フリースペースたまりばの認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称

特定非営利活動法人フリースペースたまりば

- 2 代表者の氏名

西野 博之

- 3 主たる事務所の所在地

川崎市高津区千一年435番地10

- 4 当該認定の有効期間

平成30年12月13日～平成35年12月12日

川崎市告示第661号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月13日から平成30年12月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (m) | 延 長 (m) | 備考 |
|------|---------------|---|-------------------|------------|----|
| 旧 | 下作延 第232号線 | 川崎市高津区下作延 5丁目1536番3先 ----- 川崎市高津区下作延 5丁目1536番3先 | 2.12 ~ 4.50 | 19.86 | |
| 新 | 下作延 第232号線 | 川崎市高津区下作延 5丁目1536番11先 ----- 川崎市高津区下作延 5丁目1536番11先 | 2.12 | 19.86 | |

川崎市告示第662号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月13日から平成30年12月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (m) | 延 長 (m) | 備考 |
|------|-------------|---|---------------------|------------|----|
| 旧 | 長尾 第68号線 | 川崎市多摩区长尾 7丁目535番12先 ----- 川崎市多摩区长尾 7丁目535番13先 | 11.00 | 13.80 | |
| 新 | 長尾 第68号線 | 川崎市多摩区长尾 7丁目535番5先 ----- 川崎市多摩区长尾 7丁目535番11先 | 11.46 ~ 11.81 | 13.80 | |

川崎市告示第663号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年12月13日から平成30年12月28日まで一般の縦覧に供します。

平成30年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|-------------|--|----|
| 長尾 第68号線 | 川崎市多摩区长尾7丁目535番5先 ----- 川崎市多摩区长尾7丁目535番11先 | |

川崎市告示第664号

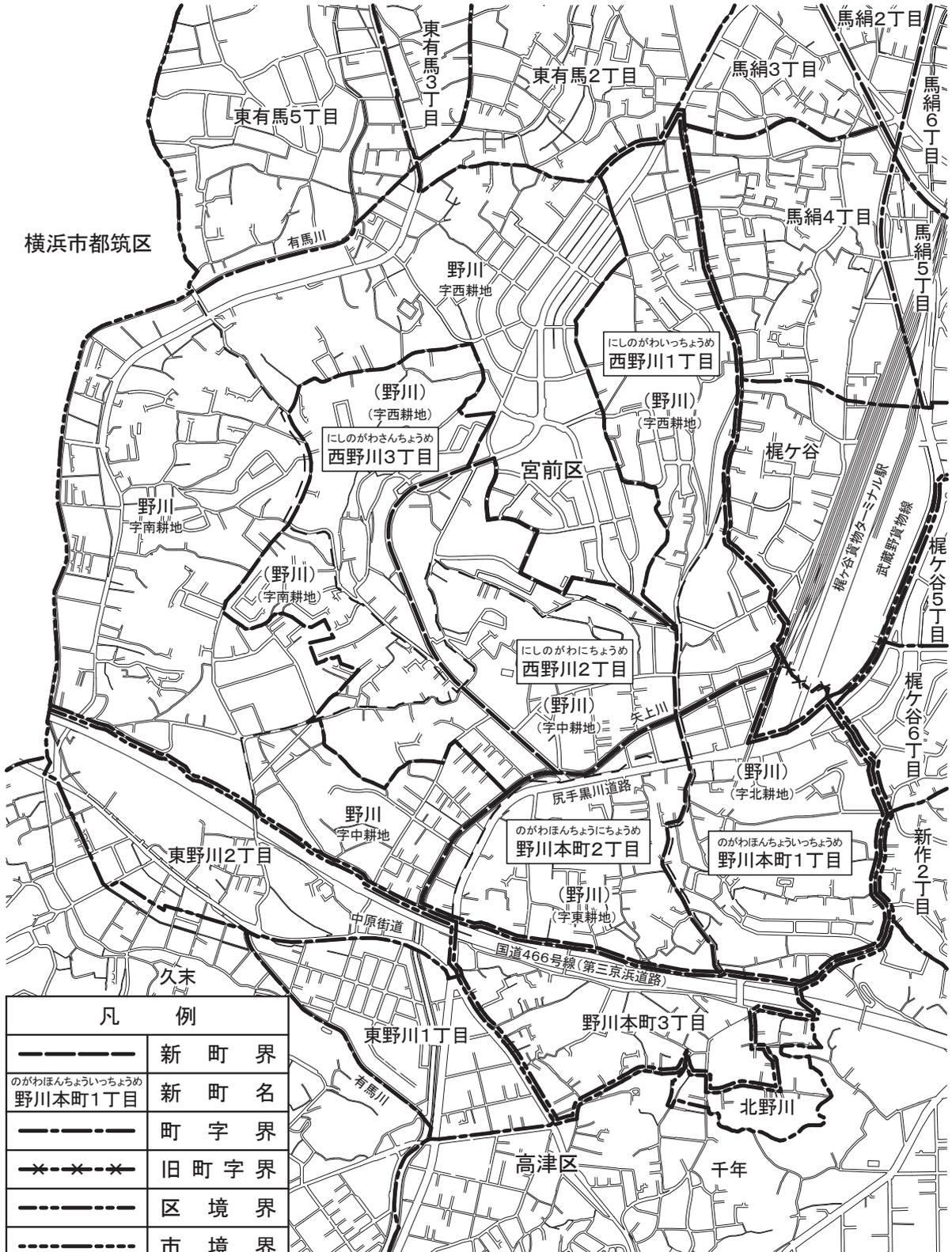
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定及び変更案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

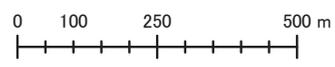
平成30年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

別図 (町区域の設定及び変更図)



| 凡 例 | |
|---------------------------|---------|
| ——— | 新 町 界 |
| のがわほんちよういっちようめ 野川本町1丁目 | 新 町 名 |
| ----- | 町 字 界 |
| ××××× | 旧 町 字 界 |
| ----- | 区 境 界 |
| ----- | 市 境 界 |
| - - - - - | 小 字 界 |
| (野川) (字北耕地) | 旧 字 名 |



町区域の設定及び変更調書

1. 町区域の設定

| 新町名 | 左に含まれる現在の区域 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| のがわほんちょういつちようめ 野川本町1丁目 | 野川字北耕地の一部 |
| のがわほんちょうにちちようめ 野川本町2丁目 | 野川字北耕地の一部 野川字中耕地の一部 野川字東耕地 |
| にしのがわいつちちようめ 西野川1丁目 | 野川字北耕地の一部 野川字西耕地の一部 |
| にしのがわにちちようめ 西野川2丁目 | 野川字中耕地の一部 野川字西耕地の一 |
| にしのがわさんちちようめ 西野川3丁目 | 野川字中耕地の一部 野川字南耕地の一部 野川字西耕地の一部 |

2. 町区域の変更

| 新町名 | 左に含まれる現在の区域 |
|-------------|-------------|
| かじがや 梶ヶ谷 | 野川字北耕地の一部 |

川崎市告示第665号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成30年11月26日招集の平成30年第3回川崎市議会定例会において、平成30年12月13日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成30年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ668,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ734,316,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|-------------|-------------|---------|-------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 市 税 | | 347,935,968 | 322,492 | 348,258,460 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 123,117,372 | 322,492 | 123,439,864 |
| 17 国 庫 支 出 金 | | 125,844,788 | 13,946 | 125,858,734 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 21,076,851 | 13,946 | 21,090,797 |
| 18 県 支 出 金 | | 26,642,331 | 143,586 | 26,785,917 |
| | 3 委 託 金 | 2,853,929 | 143,586 | 2,997,515 |
| 20 寄 附 金 | | 378,096 | 35,000 | 413,096 |
| | 1 寄 附 金 | 378,096 | 35,000 | 413,096 |
| 21 繰 入 金 | | 63,865,118 | 153,031 | 64,018,149 |
| | 1 基 金 繰 入 金 | 60,353,952 | 153,031 | 60,506,983 |
| 歳 入 合 計 | | 733,648,929 | 668,055 | 734,316,984 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|------------|------------------|---------------|------------------|
| 2 総 務 費 | | 千円 48,594,895 | 千円 597,362 | 千円 49,192,257 |
| | 5 徴 税 費 | 5,624,432 | 337,330 | 5,961,762 |
| | 6 選 挙 費 | 267,254 | 260,032 | 527,286 |
| 4 こども未来費 | | 111,620,914 | 35,000 | 111,655,914 |
| | 1 こども青少年費 | 44,671,154 | 35,000 | 44,706,154 |
| 5 健康福祉費 | | 145,886,188 | 27,893 | 145,914,081 |
| | 3 生活保護費 | 60,587,487 | 27,893 | 60,615,380 |
| 10 まちづくり費 | | 25,847,926 | 7,800 | 25,855,726 |
| | 1 まちづくり管理費 | 524,744 | 7,800 | 532,544 |
| 歳 出 合 計 | | 733,648,929 | 668,055 | 734,316,984 |

第2表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
|-----------|---------|-----------------|--------------|
| 5 健康福祉費 | 3 生活保護費 | 生活保護実施事業 | 千円 27,893 |
| 10 まちづくり費 | 3 整備事業費 | 南武線駅アクセス向上等整備事業 | 101,920 |
| 合 計 | | | 129,813 |

第3表 債務負担行為補正

変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 平成30年度公共施設 管理運営事業費 | 平成31年度から 平成34年度まで | 千円 1,918,096 | 平成30年度から 平成35年度まで | 千円 2,298,091 |

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------|---------|--------------|--------------|
| 3 市 債 | | 千円 — | 千円 60,000 | 千円 60,000 |
| | 1 市 債 | — | 60,000 | 60,000 |
| 歳 入 合 計 | | 472,751 | 60,000 | 532,751 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------|--------------|--------------|---------------|
| 1 ゴルフ場事業費 | | 千円 72,552 | 千円 60,000 | 千円 132,552 |
| | 1 ゴルフ場事業費 | 72,552 | 60,000 | 132,552 |
| 歳 出 | 合 計 | 472,751 | 60,000 | 532,751 |

第2表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------|--------------|---|---|--|
| 生田緑地ゴルフ場整備事業 | 千円 60,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | 借り入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

税 告 示

川崎市税告示第8号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条例第23条の6第4項の規定により告示します。

平成30年12月12日

川崎市長 福田紀彦

表中

「

| | | |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 特定非営利活動法人アクト川崎（川崎市中区井田杉山町24番8号） | 左に掲げるものの特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 | 平成25年12月3日から平成30年12月2日まで |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------|

」

（案件1）

| | | |
|------------|---|-------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 多摩区内水路整備及び市道堰25号線道路改良工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区堰1丁目22番地先 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月29日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 | |

を「

| | | |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 特定非営利活動法人アクト川崎（川崎市中区井田杉山町24番8号） | 左に掲げるものの特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 | 平成25年12月3日から平成35年12月2日まで |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------|

」

に改める。

（別紙省略）

公 告

川崎市公告第634号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月3日

川崎市長 福田紀彦

| | |
|------------|---|
| 参 加 資 格 | (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年12月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

(案件2)

| | | |
|------------|---|-------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 新川崎駅周辺自転車等駐車場第2施設塗装補修工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市幸区新川崎4番地先 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月31日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年12月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html | |

(案件3)

| | | |
|------------|---|---------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 市道千代ヶ丘133号線道路補修(自由勾配側溝)工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目20番地先他1箇所 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年12月17日13時 30分(財政局資産管理部契約課土木契約係) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html |

川崎市公告第635号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、多摩都市計画道路に係る都市計画の案を次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに東京都に意見書を提出することができます。

平成30年12月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
多摩都市計画道路(多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線)の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 黒川地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
麻生区役所2階市政資料コーナー
(麻生区万福寺1-5-1)
川崎市立麻生図書館(麻生区万福寺1-5-2)

4 縦覧期間

平成30年12月4日(火)から平成30年12月18日(火)まで

川崎市公告第636号

都市計画道路宮内新横浜線(子母口工区)道路整備事業に係る条例環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

平成30年12月4日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地: 川崎市川崎区宮本町1番地
名称: 川崎市
代表者: 川崎市長 福田紀彦
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
都市計画道路宮内新横浜線(子母口工区)道路整備事業

(2) 種類

道路の新設又は車線の増設(第3種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市高津区子母口地内

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

道路の新設

(2) 内容

延長:約245m

計画幅員:22.0m

車線数:供用時 2~3車線、

将来完成時 4車線(片側2車線)

5 指定開発行為の施行期間

平成35年4月~平成36年3月

6 条例準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画区間及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響評価の総合的な評価

第8章 関係地域の範囲

第9章 その他

資料編

7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

平成30年12月4日(火)から平成31年1月17日(木)まで

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は除く。ただし、高津区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

高津区役所、高津区役所橘出張所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第637号

(仮称)加工食品工場建設計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第19条に定める事項

について次のとおり公告します。

平成30年12月4日

川崎市長 福田紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

所在地:川崎市川崎区鈴木町1番1号

名称:味の素株式会社 川崎事業所

代表者:執行役員 川崎事業所長 辻田浩志

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)加工食品工場建設計画

(2) 種類

工場又は事業所の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

神奈川県川崎市川崎区鈴木町1番1号

(味の素株式会社 川崎事業所内)

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的 新たな加工食品工場の建設

(2) 内容 区域面積 約14,940㎡

建築面積 約9,620㎡

5 指定開発行為の施行期間

着工予定:平成31年8月

完了予定:平成33年11月

6 条例見解書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例環境影響評価準備書の縦覧等の経過

第3章 市民意見等の内容と指定開発行為者の見解

第4章 関係地域の範囲

7 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

平成30年12月4日(火)から平成30年12月18日(火)まで

ただし、土曜日及び日曜日は除く

(2) 場所

川崎区役所、川崎区役所大師支所、環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第638号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月4日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区王禅寺西八丁目1919-1

ほか2筆の一部

| | |
|---|--|
| 759平方メートル | 平成30年9月20日 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 川崎市麻生区王禅寺西八丁目1919-1 碓井 隆 | 川崎市指令 ま宅審(イ)90号 川崎市指令 ま宅審(イ)105号 |
| 3 予定建築物の用途 戸建住宅、 計画戸数：6戸 | 川崎市公告第639号 一般競争入札について次のとおり公告します。 平成30年12月5日 |
| 4 開発許可年月日及び許可番号 | 川崎市長 福田 紀彦 |

(案件1)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 王禅寺こども文化センターほか1か所屋上防水改修工事 |
| | 履行場所 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号ほか1か所 |
| | 履行期限 契約の日から平成31年3月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成31年1月7日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成31年4月26日限り)を行う予定です。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | |
|------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 長尾こども文化センターほか2か所屋上防水改修工事 |
| | 履行場所 川崎市多摩区長尾1丁目12番7号ほか2か所 |
| | 履行期限 契約の日から平成31年3月31日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 |

| | |
|------------|--|
| 参 加 資 格 | (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「防水」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成31年1月7日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成31年4月26日限り)を行う予定です。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

川崎市公告第640号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区細山502番2
の一部
759平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区新石川二丁目4番地12
さくら地所株式会社
代表取締役 大須賀 幹雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年9月18日
川崎市指令 ま宅審(イ)第87号

川崎市公告第641号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区宿河原二丁目322番6

ほか1筆

1,163平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さくら地所株式会社
代表取締役 大須賀 幹雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年7月25日
川崎市指令 ま宅審(イ)第63号

川崎市公告第642号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬五丁目2980番
ほか7筆
2,360平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力五丁目4番15号
株式会社 東横建設
代表取締役 炭谷 久雄
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：15戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年3月7日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第158号

川崎市公告第643号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

平成30年12月7日

川崎市長 福田紀彦

1 入札物件(証明写真撮影機設置場所一時貸付物件)

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格(最低貸付料)等は、次の表のとおりです。

| 物件番号 | 所在地 貸付場所 | 施設管理者の 問い合わせ先 | 貸付面積 [㎡] | 最低 貸付料 [円/月] |
|------|---|---|-------------|--------------------|
| 1 | 川崎市川崎区 東門前 2-1-1 川崎区役所 大師支所1階 | 川崎区役所 大師支所 区民センター 044-271-0136 | 1.12 | 16,500 |

2 一般競争入札参加資格

次の(1)から(11)に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (4) 国税又は川崎市市税の未納がある者
- (5) 「平成30年度一般競争入札による市有財産(証明写真撮影機設置場所)一時貸付けの案内書」に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人が一時貸付物件(入札物件)に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」(以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有しない者
- (6) 平成28年度及び平成29年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を2件以上有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団

経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者
- (10) 上記(7)から(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに上記(7)から(9)に掲げる者の関係団体
- (11) 下記5の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

3 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成31年2月1日から平成36年1月31日までです。

(3) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、証明写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

ア 上記(3)に規定する用途以外の用途で使用することはできません。

イ 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません(施設管理者が、電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。)

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供することはできません。

(5) 資料の提出等

ア 川崎市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるとき、川崎市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

イ 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を川崎市に提出しなければなりません。川崎市は、当該売上高等の実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要

とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

(6) 違約金

上記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

(7) 一時貸付物件の引渡し等

一時貸付物件は現況有姿の状態を引き渡しますので、借受人は原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札案内書（入札参加申込書を含む）の配布

本件入札に参加を希望する者には、電子メールまたは次により入札案内書（入札参加申込書等）を配布します。

(1) 配布場所

ア 電子データでの配布

PDFデータを配布します。返信先アドレスを明記の上、下記メールアドレスにメールを送付ください。また、メール送付後、川崎区役所大師支所区民センター（044-271-0136）宛て送付確認の連絡をお願いします。配布データは用紙サイズA4で印刷し、入札参加申込書等については片面印刷としてください。

川崎区役所大師支所区民センター

61daiku@city.kawasaki.jp

イ 印刷物での配布

川崎区役所大師支所区民センター

（川崎区役所大師支所2階）

〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1

電話044-271-0136

(2) 配布期間

平成30年12月7日（金）から平成30年12月25日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）

オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

カ 川崎市市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

(ア) 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

キ 財務諸表（写し・直前決算2事業年度分）

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。

オ 川崎市市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

(ア) 市民税・県民税

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成28年度及び平成29年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

カ 身分証明書

破産者でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。

キ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課

電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

ク 確定申告の際の提出書類一式（写し・直前決算2年間分）

6 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記5に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 川崎区役所大師支所区民センター（川

崎区役所大師支所 2階)

〒210-0812 川崎市川崎区東門前 2-1-1

- (2) 提出期間 平成30年12月19日(水)から平成30年12月25日(火)まで
午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時を除く。)
- (3) 提出方法 (1)の提出場所に直接書類を持参又は郵送してください。なお、郵送による場合は、平成30年12月25日(火)必着とします。事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上記2の各号のいずれかに該当したときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

- (1) 入札保証金
要 詳細は入札案内書に記載してあります。
- (2) 入札の方法
入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料(消費税相当額を除いた額)を記入してください。入札書の提出は持参によるものとします。
ア 入札書の提出日時 平成31年1月9日(水)午前11時
イ 入札書の提出場所 川崎区役所大師支所2階第4会議室
川崎市川崎区東門前 2-1-1

(3) 開札の日時

上記(1)アに同じ

(4) 開札の場所

上記(1)イに同じ

(5) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。

(6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約条項
入札案内書に記載してあります。

- (2) 契約書等作成の要否
要
 - (3) 契約保証金
契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。
 - (4) 契約の締結期限
平成31年1月25日(金)
 - (5) 契約の締結
本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。
 - (6) 貸付料の支払い
入札案内書に記載してあります。
- 10 その他
- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
 - (2) 詳細は入札案内書によります。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

川崎市公告第644号

次の市有財産について、プロポーザル方式による貸付けを実施します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 貸付物件(対象物件)

プロポーザル方式による貸付けを実施する貸付物件は、次表のとおりです。なお、自動販売機等の用途に使用できる面積は、貸付対象範囲のうち5㎡とします。

| 場所番号 | 名称 | 所在地 | 区分 | 消費税 | 最低貸付料(円/月) |
|------|----------|---------------|----|-----|------------|
| 1 | 二ヶ領せせらぎ館 | 多摩区宿河原1丁目5番1号 | 土地 | 非課税 | 5,000 |

2 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 「平成30年度プロポーザル方式による市有財産(二ヶ領せせらぎ館自動販売機設置場所)借受者公募要項」(以下「公募要項」という。)に定める条件及び法令を遵守し、自動販売機設置等事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 平成28年度及び平成29年度において、自動販売機設置等事業又はこれに類する事業の実績を有してい

ること。

- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

3 貸付契約の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。（貸付物件には河川法第24条に基づく占用地を含みます。）

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成31年6月1日から平成34年3月31日までの2年10箇月間です。自動販売機等の設置及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとします。

(3) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、自動販売機設置等事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置等事業に必要な工事費、維持管理費、光熱費等の費用は全て借受人の負担となります。

(4) 貸付料

①貸付料の算定

貸付料（年額）は次のとおり計算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料総額（契約金額）としますので、基本貸付料（月額）を提示してください。なお、各年度の貸付期間に1月未満の端数が生じるときは、日割計算により計算します。

$$\text{貸付料（年額）} = \text{基本貸付料（月額）} \times 12 \times \text{当該年度における貸付期間の月数} \div 12$$

（円未満切捨て）

②貸付料の納入

貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が財産管理者ごとに発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

③貸付料の改定

川崎市は、貸付物件について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができます。

(5) 禁止事項等

貸付物件について、次の行為をすることはできません。また、貸付物件は河川区域内にあるため、河川法、同法施行令その他の関係法令の規定を遵守してください。

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要がある、または施設利用者の利便性向上に資すると認める場合を除く。）。
- ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- カ 貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(6) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。

また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

- ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。
- イ 設置に係る電気については、借受者が独自に調達すること。
- ウ 設置する自動販売機は水道を使用しないものとし、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種とすること。
- エ 自動販売機等の維持管理にあつては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。
- オ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- カ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み

容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

(7) 販売品

ア 販売品は、飲料とすること（財産管理者が認めた場合を除く。）。なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(8) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができます。

(9) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

(10) 貸付物件の引渡しと返還

①引渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

②返還

貸付物件は、貸付期間の満了までに、貸付物件を引渡しの時点の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き一時貸付物件を使用することができます。

4 自動販売機設置場所に関する条件

借受者は、「川崎市新多摩川プラン」、二ヶ領せせらぎ館の利用状況及び管理運営状況の実態を踏まえ、自動販売機等の運営等について提案を行ってください。

(1) 二ヶ領せせらぎ館は、国土交通省の二ヶ領宿河原堰管理所の一部を多摩川の情報発信拠点として活用しています。また、屋外に公衆トイレが設置されており、常時利用することができます。

(2) 二ヶ領せせらぎ館の開館時間及び休館日は次のとおりです。

開館時間：10時から16時まで（5月から8月の

土、日、祝日は9時から16時まで）

休館日：月曜日（祝日の場合はその翌日）

12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 施設利用者は年間2万人を超えるとともに、多摩川河川敷はウォーカーやランナー、サイクリスト等多くの方々に利用されています。こうした利用者ニーズへの対応も期待されていますので、自動販売機等の設置とあわせた利用環境の向上策について提案してください。

(4) 二ヶ領せせらぎ館及びその周辺では、さまざまなまちづくり活動が行われており、これらの活動をさらに活性化するための方策を提案してください。

(5) 2に示す貸付対象範囲のうち、自動販売機等を設置する位置及びその台数を提示してください。また、前記(3)(4)を実行するために必要となる範囲がある場合は、あわせて提示してください。

5 応募の手続等

(1) 応募の手続

ア 公募要項の配布：平成30年12月10日（月）から12月28日（金）午後12時まで

公募要項は、<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000102462.html>

川崎市建設緑政局総務部企画課ホームページにおいて、ダウンロードできます。

その他、「川崎市新多摩川プラン」や二ヶ領せせらぎ館等については、川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課ホームページをご覧ください。

・川崎市新多摩川プラン

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>

・二ヶ領せせらぎ館

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>

イ 受付期間：平成30年12月25日（火）から12月28日（金）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

受付場所：川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク17階

川崎市建設緑政局総務部企画課

電話 044-200-0511（直通）

応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。

また、申込前に、必ず貸付等対象物件と関係法令を確認してください。運用面において二ヶ領せせらぎ館運営等業務受託者との事前調整が必要な場合は、問い合わせ先までご相談ください。

(2) 質疑書の受付(平成31年1月7日(月)から1月11日(金)まで)

この要項に関する質疑は、所定の質疑書により受付します。質疑書を提出できる者は応募者に限り、提出方法については、Eメール又はFAXでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

(3) 質疑書に対する回答

平成31年1月18日(金)までに、Eメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。(質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。)

(4) 企画提案書類の受付

応募者は、企画提案書類を受付場所に直接持参してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は応募者に限ります。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

6 借受予定者の選定等

(1) 借受予定者の選定方法

応募者の中から、川崎市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、借受予定者及び次点者を決定します。(評価内容により次点者を定めないことがあります。)

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、平成31年2月6日(水)を予定しています(時間については後日連絡します。)

公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、借受条件の優位性について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類の内容が、公募要項(7(5)企画提案書類の受付)に示す要件を満たしていない場合

ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明し

た場合

(5) 借受予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表
借受予定者は、平成31年2月中旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

(6) 借受予定者の決定の取り消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等により自動販売機事業の運営実施の履行が確実にないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう等、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

7 契約締結

(1) 契約の締結

市と借受予定者は平成31年3月以降に契約を締結します。借受予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり特記仕様書の補正等を行う場合があります。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担となります。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、貸付期間における基本貸付料総額(各年度の基本貸付料(年額)の総額)の10分の1以上(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる)を納入していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

8 貸付料

当初の年度分の基本貸付料(年額)にあつては貸付

期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の基本貸付料（年額）にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。

ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

9 その他

- (1) 詳細は、公募要項をご覧ください。
- (2) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (3) 公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (4) 公募要項に関するお問い合わせ先は、前記4(1)に同じです。

川崎市公告第645号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市民プラザ冷却塔その他設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市高津区新作1丁目19番1号
川崎市民プラザ
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市民プラザに設置されている冷却塔2台の分解整備、ポンプ及び薬液注入装置の交換を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
 - (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
 - (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
 - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する

こと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電 話 044-200-2153（直通）

F A X 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月10日（月）から12月17日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土日祝日を除く）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年12月19日（水）午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年12月10日（月）から12月21日（金）まで

の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

平成30年12月27日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年1月10日(木)午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成31年12月27日限り)を行う予定です。

川崎市公告第646号

入 札 公 告

池上自動車排出ガス測定局ほか8測定局で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

池上自動車排出ガス測定局ほか8測定局で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

| 番号 | 測定局名称 | 所在地 | 調達見込数量(kWh) |
|----|------------------|--------------|-------------|
| 1 | 池上自動車排出ガス測定局 | 川崎区池上町3 | 6,980 |
| 2 | 日進町自動車排出ガス測定局 | 川崎区日進町23-1 | 6,800 |
| 3 | 遠藤町自動車排出ガス測定局 | 幸区遠藤町1 | 4,140 |
| 4 | 中原平和公園自動車排出ガス測定局 | 中原区木月住吉町33-1 | 4,060 |
| 5 | 二子自動車排出ガス測定局 | 高津区溝口5-15-7 | 5,630 |
| 6 | 宮前平駅前自動車排出ガス測定局 | 宮前区土橋2-1-1 | 4,570 |
| 7 | 本村橋自動車排出ガス測定局 | 多摩区宿河原2-59-2 | 6,020 |
| 8 | 麻生一般環境大気測定局 | 麻生区百合丘2-10 | 7,870 |
| 9 | 柿生自動車排出ガス測定局 | 麻生区片平2-30-7 | 5,570 |

調達見込数量 51,640キロワット時

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣に登録していること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電

気供給」に申請されていること。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0821
 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
 川崎生命科学・環境研究センター3階
 川崎市環境局環境総合研究所
 地域環境・公害監視課 安西(技術関係)
 事業推進課 仙石(契約事務関係)
 電 話 044-276-9001
 F A X 044-288-3156
 E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成30年12月10日(月)から平成30年12月14日(金)まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に、無償で仕様書及び質問書等を含む入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年12月26日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年12月26日(水)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

6 仕様・入札に関する問合せ

- (1) 問合せ先
上記3(1)に同じ。
- (2) 問合せ期間
平成30年12月26日(水)から平成31年1月8日(火)午後5時まで(12/31、1/2、1/3、土、日曜日、祝日を除く)
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の質問書に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成31年1月10日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
- ア 持参による入札
- (ア) 入札日時
平成31年1月23日(水)午前10時00分
- (イ) 入札書の提出場所
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所研修室
- (2) 入札保証金
免除とします
- (3) 開札の日時
8(1)ア(ア)に同じ
- (4) 開札の場所
8(1)ア(イ)に同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第647号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市岡本太郎美術館加圧給水装置長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区枅形7-1-5
川崎市岡本太郎美術館
- (3) 履行期間
契約日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務概要
川崎市岡本太郎美術館に設置されている加圧給水装置の交換を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する

- 法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
- 〒214-0032
〔住所等〕神奈川県川崎市多摩区柘形7-1-5
〔担当課〕市民文化局市民文化振興室川崎市
岡本太郎美術館
電話 044-900-9898
FAX 044-900-9966
E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp
担 当 西泉・飯島
- (2) 配布・提出期間
- 平成30年12月10日（月）から12月14日（金）までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとします。
- (3) 提出方法
- 持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
- 実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 平成30年12月17日（月）
午後1時から午後4時30分まで
- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

- (2) 場所
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。
- (2) 質問受付期間
- 平成30年12月18日（火）から12月19日（水）までの午前9時30分から午後4時30分までとします。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール又はFAXによります。
- ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-900-9966
- (5) 回答方法
- 平成30年12月25日（火）午後4時30分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
平成30年12月28日（金） 午前11時00分
- イ 入札場所
川崎市多摩区柘形7-1-5
川崎市岡本太郎美術館・アトリエ
- (3) 入札書の提出方法
- 持参とします。

- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。
- 9 契約の手続き等
- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

川崎市公告第648号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎臨海部動向把握・情報管理に関する調査業務
委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月22日まで
- (4) 委託概要

- 「川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン」に基づ
く戦略的な土地利用誘導展開の基礎資料とするた
め、川崎臨海部の動向及び課題等の調査を行うもの
です。詳細は、委託仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2
条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」
に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布及び提出
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次
の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確
認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書
を配布します。
- また、この入札に参加を希望する者は、次により所
定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなけれ
ばなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎 10階
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
担当 上原
電話 044-200-2075
- (2) 配布・提出期間
平成30年12月10日（月）から平成30年12月17日
（月）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く）
午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1
時を除く）
- (3) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (4) 提出方法
郵送又は持参（郵送の場合平成30年12月17日（月）
午後5時必着）
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のう
ち参加資格があると認められた者には、平成29・30年
度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メー
ルアドレスに平成30年12月18日（火）までに送付します。
ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時
で直接交付します。
- (1) 交付場所3(1)と同じ

- (2) 交付日時平成30年12月18日(火)午後1時から午後5時まで
- 5 仕様書等に関する問い合わせ
- (1) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (2) 質問書の提出先
3(1)に同じ
- (3) 質問書の提出期間
平成30年12月10日(月)から平成30年12月19日(水)まで
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)
- (4) 質問書の提出方法
持参
- (5) 回答方法
平成30年12月20日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メール又はFAXにて送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成30年12月26日(水)午前11時00分
イ 場所 川崎市役所第3庁舎10階
臨海部国際戦略本部会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

- は、これを無効とします。
- 8 契約の手続き等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第649号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

| | | | |
|-------------------|--|------------|-----------------|
| 築造主 住所・氏名 | 横浜市都筑区中川一丁目21番20号 デックス株式会社 代表取締役社長 野尻 英樹 | | |
| 道路位置の 地名・地番 | 川崎市高津区野川2173番の一部他3筆 別図省略 | | |
| 幅員 | 4.50メートル | 延長 | 21.52メートル |
| | 以下余白 | | 以下余白 |
| 川崎市指令ま建指 第216号 | | 指 定 年月日 | 平成30年 12月11日 |

川崎市公告第650号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務件名
産業振興会館音響その他設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所

川崎市幸区堀川町66番地20

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

(4) 業務概要

産業振興会館の1階ホールに設置されているカメラ設備・インカム・音響設備、4階企画展示場に設置されている音響設備の部品交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

[住所等] 川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル10階

[担当課] 経済労働局産業振興部工業振興課

電 話 044-200-2326(直通)

F A X 044-200-3920

E-mail 28kogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月26日(水)から平成31年1月7日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年1月9日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年1月9日(水)から1月16日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 28kogyo@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3920

(5) 回答方法

平成31年1月21日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年1月29日（火）午後3時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
フロンティアビル6階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場合で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約

条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 本調達は、契約締結後、平成31年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更（平成31年12月27日限り）を行う予定です。

川崎市公告第651号

川崎市地区まちづくり育成条例（平成21年川崎市条例第56号）第8条第3項の規定により、三井百合丘第二地区まちづくり協議会を地区まちづくり組織として平成30年12月12日付けで認定したので、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則（平成21年川崎市規則第49号）第11条第2項の規定により、公告します。

平成30年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 地区まちづくり組織の名称、代表者の氏名及び連絡先
地区まちづくり組織の名称

三井百合丘第二地区まちづくり協議会

代表者の氏名 松島 庸介

連絡先 住所 川崎市麻生区東百合丘4丁目26-17

電話 044 (954) 1819

E-mail ch7ft5@bma.biglobe.ne.jp

2 認定番号

第S1801号

3 認定の有効期間

平成34年3月31日

4 活動の概要

地域住民が中心となって、良好な住居環境の保全を目指し、活動を行っています。

5 地区まちづくり対象地区の範囲

東百合ヶ丘4丁目の一部（詳細は別紙範囲図参照）

川崎市公告第652号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
小泉ビル
川崎市宮前区野川字中耕地1225番地 他6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小泉 明
神奈川県川崎市宮前区野川795番地1
小泉 順子
神奈川県川崎市宮前区野川795番地1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| 駐車場の位置 | 収容台数 |
|------------|------|
| No.1（建築物内） | 51台 |
| No.2（屋外） | 11台 |
| 合計 | 62台 |

(変更後)

| 駐車場の位置 | 収容台数 |
|------------|------|
| No.1（建築物内） | 51台 |
| 合計 | 51台 |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 来客者が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

| 駐車場の種類 | 駐車場利用可能時間帯 |
|------------|------------------|
| No.1（建築物内） | 午前8時50分～午後10時30分 |
| No.2（屋外） | 午前8時50分～午後10時30分 |

(案件1)

| | |
|------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 南武線津田山駅前空間詳細設計委託 |
| | 履行場所 川崎市高津区下作延6丁目2番地先 |
| | 履行期限 平成31年3月31日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路」で登録されている者。 |

(変更後)

| 駐車場の種類 | 駐車場利用可能時間帯 |
|------------|------------------|
| No.1（建築物内） | 午前8時50分～午後10時30分 |

- ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| 駐車場の種類 | 出入口の数 |
|------------|----------------|
| No.1（建築物内） | 出口1箇所 入口1箇所 |
| No.2（屋外） | 出入口1箇所 |

(変更後)

| 駐車場の種類 | 出入口の数 |
|------------|----------------|
| No.1（建築物内） | 出口1箇所 入口1箇所 |

- 4 変更年月日
平成27年2月8日
- 5 届出の年月日
平成30年11月30日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)及び宮前区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年12月13日から平成31年4月13日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成31年4月13日
経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第653号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | (4) 管理技術者及び照査技術者として、建設部門技術士（道路）又はRCCM（道路）の資格を有する者。 なお、照査技術者は、管理技術者と兼務できません。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成31年1月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 市道久地65号線道路防護（設計）委託 |
| | 履行場所 | 川崎市高津区久地1丁目27番地先 |
| | 履行期限 | 平成31年3月29日限り |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成31年1月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市公告第654号

申請に係る建築協定の公告及びその縦覧並びに公開による意見の聴取について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、北加瀬2丁目地区建築協定認可申請書が申請代表者東日本旅客鉄道株式会社支配人廣川隆から提出されたので、同法第71条の規定により、公告し、併せて協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、縦覧期間の満了後、公開による意見の聴取（以下「意見の聴取会」という。）を行います。この協定の関係人は、意見の聴取会に出席し、意見を述べることができます。

平成30年12月14日

川崎市長 福田 紀 彦

1 建築協定の区域

川崎市幸区北加瀬2丁目80番1

2 縦覧の期間

平成30年12月14日（金）から
平成31年1月11日（金）まで

3 縦覧の場所

- ・川崎市役所まちづくり局計画部景観担当
川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル 5階
- ・川崎市幸区役所 市政資料コーナー
川崎市幸区戸手本町1-11-1 1階
- ・かわさき情報プラザ
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
2階

4 意見の聴取会を行う事項

申請代表者東日本旅客鉄道株式会社支配人廣川隆から提出された北加瀬2丁目地区建築協定を認可することについて

5 意見の聴取会を行う日時

平成31年1月15日(火) 午後3時から

6 意見の聴取会を行う場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎 15階 第3会議室

別添省略

川崎市公告第655号

川崎市緑ヶ丘霊園では平成31年度から合葬型墓所の管理運営を行います。市営霊園における公共サービスの安定的かつ継続的な提供、効率的・効果的な墓地の管理を行う必要があるため、引き続き管理者としての適格性が認められた場合に、川崎市営霊園パートナーズを指定管理者として指定するに当たり次のとおり公告します。

平成30年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園、川崎市緑ヶ丘霊堂
- (2) 所在地 川崎市緑ヶ丘霊園
川崎市高津区下作延1241番地
川崎市早野聖地公園
川崎市麻生区早野732番地
川崎市緑ヶ丘霊堂
川崎市高津区上作延33番地

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市墓地条例、川崎市墓地条例施行規則、川崎市霊堂条例、川崎市霊堂条例施行規則に定めるもののほか、詳細については指定管理仕様書に定める。

3 指定管理者の指定の予定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出

- (1) 指定管理者応募書類等の配布及び提出場所
川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所
川崎市高津区下作延1241番地
電話044-813-1182
- (2) 提出書類

ア 応募書

イ 事業者に関する書類

- (ア) 団体の概要
- (イ) 共同事業体協定書兼委任状
- (ウ) 宣誓書
- (エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書
- (オ) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書

ウ 事業計画書

エ 収支予算書

オ 応募者関係書類

(ア) 団体の組織図

(イ) 役員の名簿及び履歴書

(ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(エ) 事業計画書(応募書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度)

(オ) 収支予算書(同上)

(カ) 事業報告書(応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度)

(キ) 財産目録(同上)

(ク) 貸借対照表(応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績3年度分)

(ケ) 損益計算書又は収支計算書(同上)

(コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案(直近実績3年度分)

(サ) 企業単体の減価償却明細表(同上)

(シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近実績1年度分)

(ス) 管理運営実績(過去3年間の類似施設)

(セ) 登記簿謄本

(ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書(過去3年間)

(タ) 法人等が作成したパンフレット等

(チ) その他市長が必要と認める書類

(3) 指定管理者応募書類等の配布及び受付期間

平成30年12月14日(金)から平成30年12月19日(水)まで

土日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から5時15分まで

(4) 提出方法

持参

5 問い合わせ先

4(1)に同じ

川崎市公告第656号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区平一丁目73番29

の一部 ほか1筆の一部

1,548平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市都筑区中川一丁目21番20

デックス 株式会社

代表取締役 野尻 英樹

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年8月30日
川崎市指令 ま宅審(イ)第78号
平成30年11月27日
川崎市指令 ま宅審(イ)第119号(変更)

川崎市公告第657号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市市麻生区片平一丁目16番1
1,141平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区初台一丁目47番1号
小田急不動産株式会社
代表取締役 金子 一郎
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年5月30日
川崎市指令 ま宅審(イ)第33号

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第458号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市保健情報システム再構築業務委託
- 2 契約事務担当当局の名称及び所在地
健康福祉局保健所食品安全課
川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月9日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 富士通株式会社 川崎支店
支店長 佐々木 智瑞
川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル
- 5 落札金額
105,389,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年9月10日

川崎市公告(調達)第459号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名
かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所
川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
かわさき南部斎苑
川崎市高津区下作延6丁目18番1号
かわさき北部斎苑
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価契約の締結
調達見込数量 約2,789,697キロワット時
- (5) 入札方法
この入札は(3)に掲げる期間における概算数量の総価により行います。
- 2 競争参加資格者に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 上記1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和9年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 参加申込期日において平成31・32年度川崎市有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」で申請済みであること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のない者も含む。)は、財

政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成31年1月11日(金)までに行ってください。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

担当 蛭田

電話 044-200-0457

FAX 044-200-3927

E-mail 40seiei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月31日(月)から平成31年1月3日(木)を除く。

(3) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

上記3(2)の期間に、上記3(1)の場所で無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3(1)の場所において、平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成31年1月17日(木)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月21日(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月31日(月)から平成31年1月3日(木)を除く。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参若しくは、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年1月25日(金)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成31年2月5日(火) 午前10時

(イ) 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12B会議室

イ 郵送による提出の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成31年2月4日(月) 午後5時必着

(イ) 入札書の提出先

上記3(1)に同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(6) 川崎市有資格業者名簿の審査の要否

平成31・32年度川崎市有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」の審査の承認を要します。

10 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to be purchased:

Supply of Electricity to Kawasaki Nanbu Saien crematorium and Kawasaki Hokubu Saien crematorium.

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. February 5, 2019(Tuesday)

(3) Time-limit for tender by mail

5:00 P.M. February 4, 2019(Monday)

(4) Language and currency used in the contract formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Environmental Health Section

Public Health Centers

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

580 Horikawa-cho, Saiwai-Ku, Kawasaki City,

Kanagawa Prefecture, 212-0013, Japan

TEL : 044-200-0457

FAX : 044-200-3927

E-mail : 40seiei@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第460号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

田島支援学校桜校ほか3校防災備蓄倉庫貸借契約

(2) 納入場所

川崎市川崎区池上新町1-1-3 ほか3箇所

(3) 納入期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日

(4) 調達概要

詳細は入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、かつBもしくはAの等級に格付けされていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間以内に官公庁において、賃貸借に関する同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 地域連携担当

電話 044-200-3553 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月25日から平成31年1月8日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 通知書交付日

平成31年1月10日まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年12月25日から平成31年1月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びF A Xによります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3972

(5) 回答方法

平成31年1月17日に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又は、F A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積り額を記載してください。また、月額の賃借料は一月の最大日数31で割り切れる額で記載ください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(月額の8%(1円未満切捨て)を月数(60か月)で乗じたもの)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成31年1月23日(水)
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。
- (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

川崎市公告(調達)第461号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 みぞのくち市税事務所で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 みぞのくち市税事務所
(高津区下作延2-7-60)
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで
- (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約124,700キロワット時

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電力の供給について、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電気供給」で申請済みであること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入するとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：大澤

電話：044-200-2190(直通)

FAX：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月9日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けていることを証明する書面の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

平成31年1月11日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成31年1月11日(金)から平成31年1月18日(金)午後5時15分まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、平成31年1月22日(火)午後5時15分までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、その力率は100パーセントとします。ただし、基

本料金単価設定の際に必要な場合の力率は85パーセントとします。

ウ 燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

平成31年1月30日(水) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル4階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議

会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第462号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給の一括契約

(2) 内訳・履行場所・売却及び購入電力見込数量

| | 内 訳 | 履行場所 | 売却見込数量 (kWh) | 購入電力見込数量 (kWh) |
|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| (1) | 浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び使用する電力の供給 | 川崎区浮島町509番1号 | 29,009,200 | 1,323,800 |
| (2) | 堤根処理センターで使用する電力の供給 | 川崎区堤根52番地 | — | 1,408,300 |
| (3) | 王禅寺処理センターで使用する電力の供給 | 麻生区王禅寺1285番地 | — | 284,900 |
| (4) | 南部リサイクルセンターで使用する電力の供給 | 川崎区夜光3丁目1-3 | — | 286,000 |
| (5) | 加瀬クリーンセンターで使用する電力の供給 | 幸区南加瀬4丁目40番23号 | — | 226,700 |
| (6) | 入江崎クリーンセンターで使用する電力の供給 | 川崎区塩浜3丁目14-1 | — | 118,500 |
| (7) | 浮島埋立事業所で使用する電力の供給 | 川崎区浮島町523番地1 | — | 257,800 |
| (8) | 堤根処理センター資源化処理施設で使用する電力の供給 | 幸区柳町74番地3 | — | 15,900 |
| (9) | 橋りサイクルコミュニティセンターで使用する電力の供給 | 高津区新作1丁目20番3号 | — | 38,500 |
| (10) | 南部生活環境事業所ほか3事業所で使用する電力の供給 | 川崎区塩浜4丁目11番9号ほか | — | 558,900 |

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における各施設で発生及び使用する電力の売買一括契約(単価契約)の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。

(2) 平成31・32年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載されており、かつ、川崎市環境配慮入札電力実施要綱第4条第2項の規定に基づき、A又はBのランクに格付けされていること。

(3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

の申込をしなければなりません。

(1) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市環境局施設部処理計画課

(川崎市役所第3庁舎16階)

電話 044-200-2587

(2) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)の9時から17時まで

(12時から13時、土曜日、日曜日、祝日、平成30年12月29日～平成31年1月3日は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効)

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めたものには、入札説明書及び仕様書を交付します。

なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付しま

す。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成31年1月21日(月) 9時から17時まで
(12時から13時まででは除く。)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

一括契約となりますので、売電料金から全施設の使用電力料金を差し引いた総額を記入し、入札してください。もし、購入電力料金が売電料金よりも大きい場合は金額にマイナスを記入し、入札してください。

なお、各施設で購入する電力量の単価は、各施設毎に決定するものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 入札書の提出日時

平成31年2月7日(木) 13時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時・場所

6(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額のうち全施設の購入電力料金の総額10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

又は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/)

8 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ
- (4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 Summary

- (1) Subject:
Package Deal Contract Concerning the Sale of Surplus Electricity Generated at Ukishima Waste Disposal Center as well as the Provision of Electricity for Ukishima Waste Disposal Center and 12 Other Facilities
- (2) Time-limit for tender:
1:30 pm on February 7, 2019 (Thursday)
- (3) Point of Contact for the Notice:
Treatment Planning Section
Environmental Facilities Department
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel:044-200-2587

川崎市公告(調達)第463号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
がん検診受診勧奨はがきの作成及び発送業務委託
- (2) 履行場所
健康増進課指定場所
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月29日
- (4) 業務内容
別紙仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達内容について確実に履行することができること。
 - (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数5万件以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。
- 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)
健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電 話 044 (200) 2431

F A X 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

- (2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月7日(月)まで(土、日、祝日及び12月31日(月)～1月3日(木)を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

- (3) 提出物

ア 競争参加申込書

イ 実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)

の期間に配布します。

- (4) 提出方法

持参とします。

- (5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)の場所とします。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に平成31年1月10日(木)までに、電子メール又はFAXで送付します。

- 5 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

- (2) 質問受付期間

平成31年1月16日(水)から平成31年1月18日(金)午後5時まで

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年1月23日(水)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

- 6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

- 7 入札の手続等

- (1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 平成31年1月31日(木)午後2時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

- (2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求め場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得

の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)と同じです。

川崎市公告(調達)第464号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市国民保護計画に基づく事業実施支援業務の委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

市役所第3庁舎7階

(3) 履行期限

平成31年3月29日(金)

(4) 業務概要

当市で発生が想定される国民保護事案を基に、新たに避難実施要領のパターンを作成し、「市国民保護避難実施マスターマニュアル」(平成27年3月改訂)を改訂することで、市職員の国民保護に関する知識・対応能力の向上を目的とする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で国又は地方公共団体において、類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類は持参により提出することとします。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 危機管理計画担当

電話 044-200-2850 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月8日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 通知書交付日

平成31年1月10日(木)

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出

してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

(5) 回答方法

平成31年1月16日(水)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成31年1月18日(金) 11時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金の要否
免除します。
 - (2) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 詳細は入札説明書によります。
 - (3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。
 - (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

川崎市公告(調達)第465号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市津波ハザードマップ(外国語版)作成業務委託
- (2) 履行場所
川崎市総務企画局危機管理室ほか3箇所
- (3) 完了期限
平成31年3月29日(金)限り
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」で種目「翻訳・速記」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日を起算点として、契約日を基準に過去5年間で官公庁において類似の契約実績があり、また問

題なく当該契約を履行したこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 上林

電話 044-200-2850(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月8日(火)までの午前8時30分から正午及び午後1時00分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び平成30年12月31日(月)～平成31年1月3日(木)を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、仕様書の配布及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成31年1月10日(木)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

- 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成30年12月25日(火)から平成31年1月11日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで(土曜、日曜及び平成30年12月31日(月)～平成31年1月3日(木)を除く。)
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メールによります。
電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法
平成31年1月16日(水)全社に文書(電子メール)にて送付します。
- (6) その他(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。
FAX 044-200-3972
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手續等
- (1) 入札方法
ア 入札は契約金額の総額で行います。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 平成31年1月18日(金)午前10時00分
イ 入札場所
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 災害対策本部事務局室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法

- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約の手續き等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ
- (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第466号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約
(平成31年3月31日導入分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)

- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年11月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース 株式会社 横浜支店
支店長 谷頭 洋一
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)
総額 111,042,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年10月10日

川崎市公告(調達)第467号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 大島保育園ほか38施設で使用する電力の供給
 - (2) 履行場所 大島保育園ほか38施設
 - (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - (4) 調達概要 契約電力 別紙 入札(見積)書内訳書のとおり
年間使用予定電力量
1,501,658kWh
- 2 入札参加者の資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において平成31・32年度本市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく格付けがAランク又はBランクであること。
 - (5) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (6) 調達する電気の品質及び数量について、安定供給できるとともに迅速なアフターサービス及びメンテ

ナンスの体制が整備されていること。

- 3 競争入札参加申込書、入札説明書の配布
今回の入札に関する競争入札参加申込書及び入札説明書を配布します。
 - (1) 配布場所
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎14階
こども未来局子育て推進部運営管理課
電 話 044-200-2660
F A X 044-200-3933
M A I L 45uneika@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布時期
平成30年12月25日(火)から平成31年1月16日(水)までの午前9時00分から正午まで、午後1時00分から午後5時00分まで(ただし、土日祝日及び平成30年12月31日(月)～平成31年1月3日(木)まで)。電子データを希望する者は、45uneika@city.kawasaki.jpに電子メールで請求すること。
- 4 競争入札申込書の提出
入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 提出方法
競争入札参加申込書に経済産業大臣による「小売電気事業を営もうとする者の登録について」の写しを添付し、3(1)の提出場所窓口へ持参してください。
 - (2) 提出時期
平成30年12月25日(火)から平成31年1月16日(水)までの午前9時00分から正午まで、午後1時00分から午後5時00分まで(ただし、土日祝日及び平成30年12月31日(月)～平成31年1月3日(木)まで)。
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 交付方法 競争入札参加申込書に記載されたメールアドレスに送信
 - (2) 交付日時 平成31年1月25日(金)
- 6 競争参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
 - (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続に関する事項
 - (1) 入札手続等
ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時
平成31年2月6日(水)午後3時

(イ) 入札書の提出場所
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎11階 会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限
平成31年2月5日(火) 必着

(イ) 入札書の提出先
3(1)と同じ

(2) 入札保証金は、免除とします。

(3) 開札の日時及び場所 7(1)ア(ア)及び7(1)ア(イ)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続に関する事項

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、想定総金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りません。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services

required: About 1,501,658kWh Electricity

(2) Delivery period: From December 25, 2018 to January 16, 2019

(3) Application deadline: January 16, 2019

(4) Delivery place: KAWASAKI CITY OFFICE No.3 building 14th floor

(5) Time-limit for tender: 3 p.m., February 6, 2019

(6) Time-limit for tender by mail: February 5, 2019

(7) Contact point for the notice: Management office,
KAWASAKI CITY Child Development Bureau
Child Care Promotion Department Operational
Management Section 5-4-Higashidacho,
kawasaki-ward, Kawasaki-city, Kanagawa 210-0005 Japan

TEL 044-200-2660, FAX 044-200-3933

MAIL 45uneika@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第468号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所電話交換設備等の賃貸借

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期限

平成31年3月1日から平成36年9月30日まで

(4) 賃貸借期間

平成31年10月1日から平成36年9月30日まで

(5) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。なお、有資格者名簿の資格審査申請を完了していない者(入札参加業種の資格申請を完了していない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年12月28日(金)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
(川崎市役所第3庁舎)
川崎市総務企画局総務部庁舎管理課
担当 内藤
電 話 044-200-3555
F A X 044-200-3749
- (2) 配布・提出期間
平成30年12月25日(火)から平成31年1月10日(木)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、平成30年12月31日から平成31年1月3日までと土曜日及び日曜日を除きます。
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
3により競争参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出した者には、平成31年1月17日(木)午後5時までに平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xで送付します。
- 6 仕様書に関する問い合わせ
仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はF A Xにより受け付けます。
- (1) 質問書の提出方法
ア 持参の場合の受付場所
3(1)と同じ
イ 電子メールの場合の提出先
17tyosya@city.kawasaki.jp
ウ F A Xの場合の提出先
044-200-3749
- (2) 受付期間
平成31年1月21日(月)から平成31年1月24日(木)までの下記の時間

- 午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
- (3) 質問回答縦覧
質問に対する回答は3(1)の場所において、平成31年1月29日(火)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成31年1月29日(火)に、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ届出電子メールアドレス宛て送信します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xで送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりしてください。
ア 持参による入札の場合
(ア) 入札日時
平成31年2月6日(水) 午前11時
(イ) 入札場所
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎5階総務企画局会議室
イ 郵送による入札の場合
(ア) 入札書の提出期限
平成31年2月4日(月) 必着
(イ) 入札書の提出先
3(1)と同じ
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
8(1)ア(ア)と同じ
- (4) 開札の場所
8(1)ア(イ)と同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be leased :

Lease of the telephone switchboard of Kawasaki City Office.

(2) Time-limit for tender:

11:00 A.M. February 6, 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

February 4, 2019

(4) Point of Contact for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

City Hall Management Section
General Administration Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki City, Kanagawa, 210-8577, JAPAN
Tel: 044-200-3555

税 公 告

川崎市税公告第251号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第252号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------------------|-------|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第2期分 | 平成30年12月11日 | 計1件 |
| 平成29年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第3期分 | 平成30年12月11日 | 計1件 |
| 平成29年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第4期分 | 平成30年12月11日 | 計2件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第1期分 | 平成30年12月11日 | 計6件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 7月随時分 | 平成30年12月11日 | 計1件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第2期分 | 平成30年12月11日 | 計27件 |

| | | | | |
|--------|-------------------|-------|-------------|-------|
| 平成30年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 8月随時分 | 平成30年12月11日 | 計110件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 9月随時分 | 平成30年12月11日 | 計4件 |
| 平成30年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第3期分 | 平成30年12月11日 | 計1件 |
| 平成30年度 | 軽自動車税 | 8月随時分 | 平成30年12月11日 | 計1件 |

川崎市税公告第253号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第254号

市税過誤納金等還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第255号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第256号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第257号

参加差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月5日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第258号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月5日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第259号

課税額変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月5日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第260号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月5日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第261号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第

(案件1)

226号) 第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月12日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第262号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月12日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

| | | |
|------------|---|----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度 川崎区ほか下水枝線実施設計委託第12号 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市川崎区、幸区地内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年11月29日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 平成25年4月1日以降に契約した、下水道管きよの改築・更新に係る詳細設計（耐震実施設計（レベル1及び2）を含む）委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者 | |

| | |
|------------|--|
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 |
| 入札日時等 | 平成31年1月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|------------|---|-----------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 1号配水本管(鷺沼工区)更新に伴う詳細設計業務委託 |
| | 履行場所 | 自:高津区溝口5-24-1先 至:中原区市ノ坪538先 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年12月18日まで |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成31年1月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市上下水道局公告第99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

| | | |
|------------|---|------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 平成30年度入江崎余熱利用プール設備整備工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区塩浜3-24-12 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 |
| 入札日時等 | 平成31年1月11日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件2)

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 平成30年度南部下水管内取付管更新工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区地内 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成31年1月8日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階)) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市上下水道局公告第100号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

| | | |
|------------|---|--------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 長沢浄水場 浄水本館地下旧ポンプ設備及び監視制御設備撤去工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内) |
| | 履行期限 | 契約の日から平成31年3月22日まで |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100 | |
| 入札日時等 | 平成31年1月16日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階)) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|---|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 片平3丁目200mm-100mm配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：麻生区片平3-32-1先 至：麻生区片平4-2-7先 |
| | 履行期限 | 契約の日から330日間 |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成31年1月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）） |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件3)

| | | |
|------------|--|---------------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 溝口2丁目350mm-50mm配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：高津区溝口2-20-1先 至：高津区溝口2-15-1先 ほか5件 |
| | 履行期限 | 契約の日から360日間 |
| 参加資格 | <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> | |

| | |
|------------|---|
| 参加資格 | (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。 イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成31年1月22日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階)) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | (1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第70号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月6日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
高圧温水洗浄機(バンザイ) NHW-1000HS-50
- (2) 履行場所
塩浜営業所整備係、鷺ヶ峰営業所整備係
- (3) 履行期限
平成31年3月29日まで
- (4) 調達案件の特質等
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」で登録され

ていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間
平成30年12月6日から平成30年12月12日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (3) 提出方法
持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 伊藤
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

総額で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月21日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約

規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第71号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月6日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

臨時車体修理 前面部事故修理一式
塩浜営業所S4478号車

(2) 履行場所

塩浜営業所

(3) 履行期限

平成31年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該案件を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手續

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年12月6日から平成30年12月12日までの午

前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法及び現車確認

(1) 入札説明書

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

(2) 現車確認

一般競争入札参加資格確認申請書は、現車確認をした上で提出してください。日程の調整は、6の仕様に関する問い合わせ先まで御連絡ください。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 桜庭

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月21日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第72号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月7日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上平間営業所事務所棟改築工事に伴う家屋事後調査委託

(2) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月25日まで

(4) 業務概要

上平間営業所事務所棟改築工事に伴う周辺家屋の家屋事後調査を行う。

外部・内部調査4戸、外部のみ調査1戸

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「補償コンサルタント」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項

に定める建築士の資格を有する者又はこれと同等の能力及び経験を有する者を従事させること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年12月7日から平成30年12月14日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

まちづくり局 施設整備部 公共建築担当 飯島
電話 044-200-2959

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月26日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第73号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月7日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

市バスナビ用ハードウェア購入

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期限

平成31年2月20日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「コンピュータ」、種目「コンピュータ」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年12月7日から平成30年12月14日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 運輸係 新見
電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸

経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月26日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第74号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ウインカーチャイム購入

(2) 履行場所

塩浜営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所、

上平間営業所、菅生営業所

(3) 履行期限

平成31年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

(5) 本調達品の納入後、修理、点検等のアフターサービスを当局の求めに応じて、迅速かつ的確に対応できること。

(6) 納入予定の物品について、当局の承認を得ていること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 保守サービス体制申告書

ウ 納入予定物品の日本語表記のカタログ、資料等

※ 一般競争入札参加資格確認申請書及び保守サービス体制申告書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年12月11日から平成30年12月17日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(3)の期

間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年12月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 亀山

電話 044-200-3208

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月27日 午前10時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約

規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第75号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月11日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
交通安全教室のビデオ制作業務
- (2) 履行場所
自動車部安全・サービス課
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月22日まで
- (4) 業務概要
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「映画・ビデオ制作」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間
平成30年12月11日から平成30年12月17日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時

15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年12月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 中野・榎田
電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月27日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契

約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第51号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入

札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

| | | |
|------------|----------------------------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する過酸化水素ガス滅菌器の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 公告第51号案件1・2及び公告第52号案件1の3件による合併入札 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|----------------------------------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院過酸化水素ガス滅菌器消耗品単価契約(平成30年度分) |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「薬品」 種目 「衛生材料」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 公告第51号案件1・2及び公告第52号案件1の3件による合併入札 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件3)

| | | |
|------------|---------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 井田病院で使用する血液培養自動分析装置の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「医療機器」 種目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| | 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 公告第51号案件3・4及び公告第52号案件2の3件による合併入札 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件4)

| | | |
|------------|---------|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 井田病院血液培養自動分析装置用消耗品単価契約(平成30年度分) |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「薬品」 種目「衛生材料」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| | 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 公告第51号案件3・4及び公告第52号案件2の3件による合併入札 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件5)

| | | |
|------------|---------|----------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する電動手術台(中央手術室)の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「医療機器」 種目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| | 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件6)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する胸腔鏡手術用鉗子の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件7)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用するE I C U用ベッドの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件8)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用するコアマイクロドリルの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件9)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用するプラットフォームの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件10)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する検診台(産婦人科)の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件11)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 井田病院で使用する全自動遺伝子分析装置の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件12)

| | | |
|------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 井田病院で使用する全自動錠剤分包機の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「医療機器」 種目「医療機器」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件13)

| | | |
|------------|----------------------------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 平成30年度庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の調達 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区砂子1-8-9 (川崎市病院局) 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「コンピュータ」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 申し込み時に応札製品が仕様書を満たしているかわかるパンフレット等の資料を2部提出すること。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

川崎市病院局公告第52号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年12月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本案件の落札決定の効果は、平成31年川崎市議会定例会における予算の議決を要します。

(案件1)

| | | |
|------------|----------------------------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院過酸化水素ガス滅菌器消耗品単価契約(平成31年度分) |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院) |
| | 履行期限 | 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「薬品」 種目「衛生材料」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 公告第51号案件1・2及び公告第52号案件1の3件による合併入札 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|----------------------------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 井田病院血液培養自動分析装置用消耗品単価契約(平成31年度分) |
| | 履行場所 | 川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院) |
| | 履行期限 | 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「薬品」 種目「衛生材料」 |
| | 地域区分 | 設定しません。 |
| | その他 | 特になし。 |
| 競争参加の申込 | 平成30年12月10日から平成30年12月17日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年12月26日 午前10時00分 |
| | 場所 | 公告第51号案件3・4及び公告第52号案件2の3件による合併入札 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定しません。 | |

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第20号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成30年12月6日

川崎市消防長 原 悟 志

| | |
|---------|-------------------------------|
| 指定催しの名称 | 川崎大師平間寺初詣 |
| 開催場所 | 川崎大師平間寺 (川崎市川崎区大師町4番48号)周辺 |
| 開催期間 | 平成30年12月31日から平成31年2月3日まで |

選挙管理委員会告示**川崎市選挙管理委員会告示第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成30年12月4日

川崎市選挙管理委員会

委員長 野口彦

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24,745人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

254,655人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| | |
|-----|---------|
| 川崎区 | 62,791人 |
| 幸区 | 45,811人 |
| 中原区 | 70,096人 |
| 高津区 | 62,919人 |
| 宮前区 | 63,093人 |
| 多摩区 | 59,057人 |
| 麻生区 | 48,648人 |

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を

有する者の総数の6分の1の数

206,206人

農業委員会告示**川農委告示第11号**

第18回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成30年12月4日

川崎市農業委員会

会長 長瀬和徳

- 1 日時
平成30年12月10日（月） 午後3時00分～
- 2 場所
セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室
（川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7）
- 3 議題
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第4号 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
 - 議案第5号 生産緑地の農業の主たる従事者証明（議案）について
 - 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 - 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
 - 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
 - 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
 - その他

職員共済組合公告**川崎市共済公告第13号**

平成30年11月30日付けで次の役員が退職しましたので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき公告します。

平成30年12月3日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤弘

理事長 伊 藤 弘
 理 事 唐仁原 晃
 理 事 中 村 直 利
 理 事 邊 見 洋 之
 理 事 野 坂 智 也
 理 事 平 野 悟
 理 事 飯 田 昭 彦
 理 事 船 生 浩 市
 監 事 三 富 吉 浩
 監 事 渡 邊 栄 一
 監 事 浮 揚 庸 夫

川崎市共済公告第14号

平成30年第3回川崎市職員共済組合組合会を次のとおり招集します。

平成30年12月3日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

- 1 開催日時 平成30年12月4日(火) 午後3時
- 2 開催場所 川崎市川崎区砂子1-10-2
職員厚生会会議室
- 3 会議に付すべき事項
川崎市職員共済組合組合会役員選挙について

川崎市共済公告第15号

平成30年12月3日執行の川崎市職員共済組合役員選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したため、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき公告します。

平成30年12月7日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

理 事 伊 藤 弘
 理 事 唐仁原 晃
 理 事 中 村 直 利
 理 事 邊 見 洋 之
 理 事 野 坂 智 也
 理 事 平 野 悟
 理 事 飯 田 昭 彦
 理 事 船 生 浩 市

川崎市共済公告第16号

平成30年12月3日執行の川崎市職員共済組合役員選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したため、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき公告します。

平成30年12月7日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

理事長 伊 藤 弘

川崎市共済公告第17号

平成30年12月4日執行の川崎市職員共済組合組合会役員選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したため、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき公告します。

平成30年12月7日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

監 事 三 富 吉 浩

監 事 渡 邊 栄 一

監 事 大 村 研 一

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第114号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月12日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第115号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

平成30年12月12日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第116号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 変更する納期限 | 件数・備考 |
|------------|-----------|----------------|-------------------------------|-------|
| 平成 28年度 | 介護 保険料 | 第4期から 第12期分 | 平成31年1月4日 (第4期から 第12期分) | 計2件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第1期以降 | 平成31年1月4日 (第1期から 第12期分) | 計2件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第6期から 第8期分 | 平成31年1月4日 (第6期から 第8期分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第5期から 第6期分 | 平成31年1月4日 (第5期から 第6期分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 介護 保険料 | 第5期から 第8期分 | 平成31年1月4日 (第5期から 第8期分) | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第117号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 変更する納期限 | 件数・備考 |
|------------|-------------|----------|------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 1期 以降 | 平成31年1月4日 (1期分) | 計3件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 1期 以降 | 平成31年1月4日 (1期分・2期分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 1期 以降 | 平成31年1月4日 (1期分～6期分) | 計8件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 5期 以降 | | 計1件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 5期 以降 | | 計4件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 6期 以降 | | 計3件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第118号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月14日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第119号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月14日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第120号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|---------|--------|----------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第1期以降 | 平成31年1月4日 | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第1期以降 | 平成31年1月4日 | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第3期以降 | 平成31年1月4日 | 計1件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第10期以降 | | 計1件 |

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第44号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|---------|-------|-------------------------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第4期以降 | 平成31年1月4日 (第4期分、第5期分、第6期分) | 計1件 |

別紙省略

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第67号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年12月12日

川崎市中原区長 向坂 光浩

別紙省略

川崎市中原区公告第68号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市中原区長 向坂 光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|----------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | | | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第69号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市中原区長 向坂 光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|---------|-------|---------------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第5期以降 | | 計2件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第5期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第6期以降 | 平成31年1月4日 (第6期分) | 計1件 |

(別紙省略)

高 津 区 公 告

高津区公告第73号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年12月12日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

(別紙省略)

川崎市高津区公告第74号

次の介護保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月13日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | 変更する納期限 | 件数・備考 |
|-----|-----|-----|---------|-------|
| | | | | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市高津区公告第75号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|---------|-------|----------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 5期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 6期以降 | 平成31年1月4日(6期分) | 計3件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 特4月以降 | | 計4件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 2期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 6期以降 | | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市高津区公告第76号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月14日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第77号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年12月14日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

宮前区公告第75号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年12月12日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第76号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定によ

り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月13日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|-------|--------------|-------------------|-------|
| 平成30年度 | 介護保険料 | 第5期分以降(普通徴収) | 平成31年1月4日(第5期分以降) | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第77号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告によって変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|---------|-------|--------------------|-------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第3期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第4期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第5期以降 | 平成31年1月4日(5期分～6期分) | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第1期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第5期以降 | | 計2件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第6期以降 | 平成31年1月4日(6期分) | 計3件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 過随11月 | 平成31年1月4日(過随11月分) | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第2期以降 | | 計1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第6期以降 | | 計10件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第7期以降 | | 計2件 |

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第87号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成30年12月10日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第88号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年12月12日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第89号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年12月14日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告によって 変更する納期限 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----------|------------------------------|-------|
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第1期 以降 | | 計1件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第3期 以降 | | 計2件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第4期 以降 | | 計2件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第4期 以降 | 平成31年1月4日 (第4期分) | 計2件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第5期 以降 | | 計4件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第5期 以降 | 平成31年1月4日 (第5期分・第6 期分) | 計1件 |
| 平成 30年度 | 国民健康 保険料 | 第6期 以降 | 平成31年1月4日 (第6期分) | 計4件 |

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第72号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年11月30日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第6号

川崎市高津区投票区設置告示（平成20年川崎市高津区選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のとおり改正し、平成30年12月3日から施行します。

平成30年12月3日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 木 村 雪 子

川崎市高津区投票区設置告示

川崎市高津区投票区設置告示（平成20年川崎市高津区選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

表中

「

| | |
|------------|------------------------------------|
| 第18 投票区 | 千年（280番地以降）、千年新町、野川（1番地から1199番地まで） |
|------------|------------------------------------|

を

「

| | |
|------------|---|
| 第18投 票区 | 千年（280番地以降）、千年新町、野川（1番地から1199番地まで）、北野川、東野川2丁目3番（ただし、1号から5号まで、8号以降は除く） |
|------------|---|

に、

表中

「

| | |
|------------|---|
| 第22 投票区 | 野川（1200番地以降）、久末（1番地から487番地まで、590番地から612番地まで、682番地から693番地まで） |
|------------|---|

を

「

| | |
|------------|--|
| 第22 投票区 | 野川（1200番地以降）、久末（1番地から487番地まで、590番地から612番地まで、682番地から693番地まで）、東野川1丁目、東野川2丁目（ただし、3番の6号と7号を除く） |
|------------|--|

に、改める。

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第4号

川崎市宮前区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成30年10月1日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 滝 澤 庄 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|---------|----------------------------|
| 委 員 長 | 滝 澤 庄 一 | 川崎市宮前区東有馬 4丁目22番22-106号 |
| 委員長職務代理者 | 増 田 稔 | 川崎市宮前区神木本町 4丁目11番4号 |

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第5号

平成30年12月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

平成30年11月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 滝澤 庄一

登録を行う日 平成30年12月3日

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第6号

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のとおり改正し、平成30年12月3日から施行します。

平成30年12月3日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 滝澤 庄一

川崎市宮前区投票区設置告示

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

表中

「

| | |
|-------|---|
| 第8投票区 | 野川（1番地から1258番地まで、1260番地から1275番地まで、1284番地から2042番地まで、2256番地から2285番地まで、2302番地から2313番地まで、2318番地から2320番地まで、2392番地から2481番地まで、2856番地から2903番地まで、3213番地から3227番地まで、3230番地から3232番地まで、3261番地から3266番地まで、3268番地から3416番地まで、3497番地から3503番地まで） |
|-------|---|

を

「

| | |
|-------|---|
| 第8投票区 | 野川（1番地から1258番地まで、1260番地から1275番地まで、1284番地から2042番地まで、2256番地から2285番地まで、2302番地から2313番地まで、2318番地から2320番地まで、2392番地から2481番地まで、2856番地から2903番地まで、3213番地から3227番地まで、3230番地から3232番地まで、3261番地から3266番地まで、3268番地から3416番地まで、3497番地から3503番地まで）、野川本町3丁目 |
|-------|---|

に、

表中

「

| | |
|--------|---|
| 第10投票区 | 東有馬1丁目（6番以降）、東有馬2丁目（16番以降）、東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目 |
|--------|---|

を

「

| | |
|--------|---------------|
| 第10投票区 | 東有馬4丁目、東有馬5丁目 |
|--------|---------------|

に、

表中

「

| | |
|--------|---|
| 第18投票区 | 犬蔵1丁目、犬蔵2丁目、犬蔵3丁目（1番から7番まで、8番27号、9番18号から9番20号まで、10番以降）、菅生6丁目（1番から33番まで、35番34号から35番40号まで、36番21号から36番23号まで、37番以降）、初山2丁目（17番から23番まで、27番以降） |
|--------|---|

を

「

| | |
|--------|--|
| 第18投票区 | 犬蔵1丁目、犬蔵2丁目（1番、14番、15番1号から15番27号まで、16番から18番まで、19番（ただし、19番36号を除く。）、犬蔵3丁目（1番7号、1番41号）、菅生6丁目（1番から33番まで、35番34号から35番40号まで、36番21号から36番23号まで、37番以降）、初山2丁目（17番から23番まで、27番以降） |
|--------|--|

に、

表中

「

| | |
|--------|---|
| 第22投票区 | 神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目 |
|--------|---|

を

「

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 第22投票区 | 東有馬1丁目（6番以降）、東有馬2丁目（16番以降）、東有馬3丁目 |
|--------|-----------------------------------|

に改め、表第22投票区の次に次の2投票区を加える。

| | |
|--------|--|
| 第23投票区 | 犬蔵2丁目（2番から13番まで、15番28号以降、19番36号、20番以降）、犬蔵3丁目（1番（ただし、1番7号、1番41号を除く。）、2番から7番、8番27号、9番18号から9番20号まで、10番以降） |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| 第24投票区 | 神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目 |
|--------|---|

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、当該指定投票区に係る指定関係投票区を定めます。

川崎市宮前区の指定投票区及び指定関係投票区指定告示(平成29年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第6号)は、廃止します。

平成30年12月3日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 滝澤 庄一

| 指定投票区名 | 指定関係投票区名 |
|--------|--|
| 第1投票区 | 第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区 |

ただし、衆議院小選挙区選出議員選挙並びに衆議院小選挙区選出議員選挙(神奈川県第9区又は神奈川県第18区のいずれか一方の選挙区において行われる公職選挙法(昭和25年法律第100号)第109条に規定する再選挙又は同法第113条に規定する補欠選挙を除く。)と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公

共団体の議会の議員及び長の選挙については、次のとおりとします。

| 指定投票区名 | 指定関係投票区名 |
|--------|---|
| 第1投票区 | 第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区 |

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第8号

川崎市宮前区の指定在外選挙投票区指定告示(平成29年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、平成30年12月3日から施行します。

平成30年12月3日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 滝澤 庄一

川崎市宮前区の指定在外選挙投票区指定告示(平成29年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

表指定在外選挙投票区の欄中「第22投票区」を「第24投票区」に改める。

辞 令

平成30年12月1日付人事異動

(病院局)

| 任 命 | 氏 名 | 前 職 |
|------------------|-------|-----|
| (部長級) | | |
| 市立川崎病院心臓血管外科担当部長 | 南雲 正士 | 新任 |

